

令和5年度 愛媛県奨学生〔緊急採用〕募集案内

— 学校生活の継続をサポートします —



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん

- 愛媛県奨学資金貸与条例に基づく貸与型の(借りて、返す)奨学金制度です。無利息ですが、貸与終了後に15回以内の年賦(年1回払い)で全額を返還する必要があります。(詳しくは、3ページの■返還についてをご覧ください。)
- 高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程を対象とします。
- 緊急採用は、家計の急変等(家計支持者の失業・死亡・離別、家族の病気・事故、災害等)から12か月以内の者が出願することができます。採用希望者は、学校の指示に従い、必要書類をそろえて学校に提出する必要があります。(学校での受付は、概ね2月上旬頃に締め切られます。)
- 出願には、保護者の同意が必要です。

～奨学生となることを希望する皆さんへ～

「愛媛県奨学生」は、学習意欲のある学生・生徒が経済的な理由で夢や目標をあきらめることがないように奨学金を貸与して、社会に貢献できる人材を育成することを目的とした制度です。

公費による奨学金の貸付であって、昭和36年の制度開始以来、奨学生だった先輩たちが社会に出て返還し後輩たちの奨学金として引き継ぐことによって続いてきたものですから、採用を希望する人は、奨学金の使い道や将来の返還についてよく考えて、奨学生の一員となる自覚を持って出願してください。

願書には、家計の状況等を記入する箇所がありますが、家族の方と相談しながら記入してください。

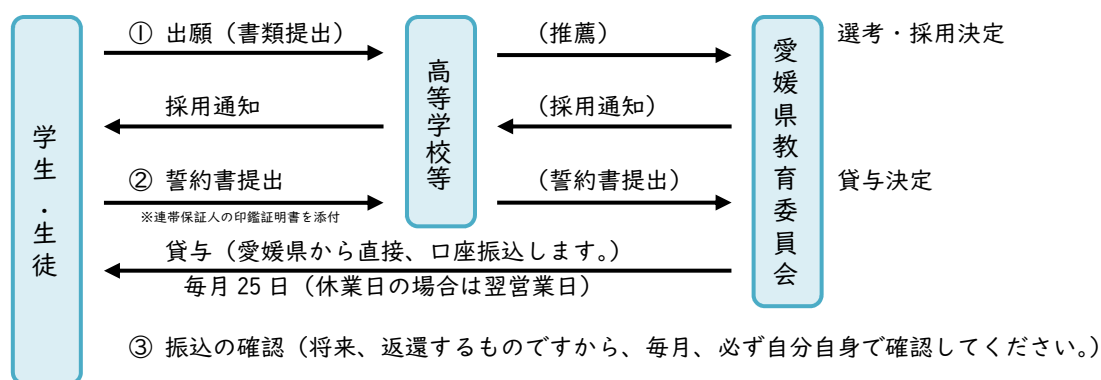
■ 対象となる学校

高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。)を対象とします。

■ 緊急採用の出願から貸与までの流れ(随時採用)

出願から貸与終了までの手続は、すべて在 schools を通じて行います。

※ 書類の提出方法・期限は、学校の指示に従ってください。



■ 用語について

この募集案内における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人(出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者)
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母(ひとり親の場合は、その1人)ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者(祖父と祖母等)が家計を支えている場合は、その者とします。

■ 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 次のいずれかの事由が生じ、家計の状況が急変したこと等により学費の支弁が困難となったこと。ただし、事由の発生から12か月以内の場合に限ります。（★）
 - ア 家計支持者が会社の倒産等により解雇され、又は早期退職した（その後再就職したが、収入が著しく減少した場合を含みます。）。
 - イ 家計支持者が死亡又は離別した。
 - ウ 家計支持者が破産した。
 - エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、家計支持者の給与収入の激減等により著しく家計の支出が増大又は収入が減少した。
 - オ 火災、風水害、震災等により著しく家計の支出が増大若しくは収入が減少した、又は自宅若しくは家計支持者の勤務先が災害救助法の適用を受けることとなった（近隣地域において、災害救助法の適用地域と同程度の被害を受けた場合を含みます。）。
 - カ 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することとなった。
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意しており、連帯保証人を1名（原則、保護者）立てられること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。ただし、単位制の課程においては、年間18単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指す者であること。

（★）家計急変等の事情がない者は、在学採用（毎年、6月頃に募集）に出願してください。

■ 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

- (1) 人物、健康及び学力の基準
次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学を卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。
 - ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が3.5以上の者）
 - イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）
 - ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）
 - エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）
 - オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）
- (2) 家計基準
家計支持者（1ページの「用語について」を参照。原則として、父と母の2人。）の年間所得金額の合計が基準額以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

《収入・所得年額の上限額のめやす》

家族構成	給与・年金収入	その他の所得
4人世帯で、就学者が本人・中学生1人の場合	665万円	291万円
5人世帯で、就学者が本人・中学生1人・小学生1人の場合	834万円	426万円

（注）家族構成、家庭事情によっては、上記の表が当てはまらない場合があります。表に示す金額を超えても基準を満たす場合がありますので、詳しくは、募集要項を参照するか学校に相談してください。

■ 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円			18,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円		23,000円	
私 立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

家計急変等の事由が生じた月（その月が令和5年3月以前である場合は、令和5年4月）以降で希望する月分から正規の修業期間の最終月分までとします。

(3) 貸与方法

原則として毎月25日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。ただし、毎年4月分は、5月分とあわせて5月に振り込みます。

■ 出願方法

出願者は、学校で「愛媛県奨学生願書」、「緊急採用に関する家庭事情調査票」及び「送金先届」の用紙を受け取ってください。家族の方と相談しながら願書等に記入し、必要書類（住民票、所得証明書等）をそろえて学校に提出してください。

■ 願書記入例・必要書類

願書の記入例については4～6ページ、必要書類については7ページを参照してください。

■ 選考結果について

奨学生の採用・不採用については、愛媛県教育委員会における審査を経て予算の範囲内において決定のうえ、在学を通じて出願者に通知します。

■ 返還について

(1) 返還方法

奨学金の返還は、15回以内の年賦（年1回払い）となります。貸与終了月から6か月据え置いた後、毎年12月末日を期限として、愛媛県から送付される納入通知書により納入します。（卒業月が3月の場合、卒業年の12月末日が初回の返還期限となります。）

なお、1年あたりの返還額は、貸与月額と正規の修業期間に応じて決められています。

〔参考〕貸与月額の上限額を選択し、3年間（36か月間）貸与を受けた場合の返還例

区 分		貸与月額	返還総額	年賦額	返還計画(※)
国公立	自宅通学	18,000円	648,000円	50,000円	50,000円×11回+98,000円（計12回）
	自宅外通学	23,000円	828,000円	60,000円	60,000円×12回+108,000円（計13回）
私 立	自宅通学	30,000円	1,080,000円	80,000円	80,000円×12回+120,000円（計13回）
	自宅外通学	35,000円	1,260,000円	90,000円	90,000円×13回+90,000円（計14回）

(※) 最終回の返還額には、年賦額の端数が加算されます。

(2) 返還の猶予・免除

ア 次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予（延期）することがあります。

(ア) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。

(イ) 災害、傷病、その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

(ア) 死亡したとき。

(イ) 心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

■ 注意事項

(1) 奨学生が未成年者であるときは、出願及び採用決定後の諸手続には保護者の同意が必要です。また、手続によっては奨学生と連帯保証人の連署又は連署押印が必要となる場合があります。貸与終了後の手続についても同様です。

(2) 休学、長期欠席の場合は、その期間の貸与はありません。また、退学等、奨学生の要件を満たさなくなったときは、貸与を終了します。

■ 願書（表）の記入のしかた

第1号様式（第4条関係）愛媛県奨学生願書（表）

区分 手続・在学・緊急 ①

愛媛県奨学生願書

令和5年9月15日

愛媛県教育委員会 様

② 本人
住所 (〒790-8570) 松山市一番町四丁目4-2
氏名 愛媛 太郎

③ 連帯保証人
住所 (〒790-8570) 松山市一番町四丁目4-2
氏名 愛媛 一郎
本人との続柄 父

④ ふりがな氏名 えひめ たろう 愛媛 太郎
生年月日 昭和(平成) 19年 4月 10日生

⑤ 在学(卒業)学校 愛媛県立 愛媛高等 学校(分校) 普通科 全日制(単位制) 1学年 卒業・修業予定年月 令和8年3月
(令和5年度第1学年入学)

進希望学校 立 高等学校(中等教育学校・高等部) 科
高等専門学校 専修学校(高等課程)

⑥ 通形態 ① 自宅通学・自宅外通学 貸与希望月額 ⑦ 10,000円

続柄	氏名	年齢	職業	給与所得者	給与所得者以外	審査所得年額(万円)
				(収入年額)所得年額(税込)	所得年額(税込)	
父	愛媛 一郎	50	会社員	(503万円) 178万円	万円	
母	愛媛 花子	48	障害年金・小売業	(173万円) 104万円	35万円	
				⑨	⑩	
父と母双方の所得金額の合計 又は これに代わって家計を支えている者の所得金額の合計 ①						
続柄	氏名	年齢	在学学校名	通学区分	控除額(万円)	
姉	愛媛 春子	19	私立讃岐国際大学 1年	自宅(自宅外)	②	
弟	愛媛 次郎	14	松山第二中学 2年	自宅(自宅外)	③	
				自宅・自宅外	④	
				自宅・自宅外	⑤	
					⑥	
特別控除 (4) 障がい者のいる世帯 ⑧						

⑧ ア 就学者以外
生計を一にする家族
イ 就学者(本人除く)

⑪ 誤りは二重線で修正してください。(訂正印不要)

太線の枠外は記入しないでください

本人と連帯保証人がそれぞれ自署してください。(代筆不可・押印不要)

■ 願書（裏）の記入のしかた

(裏)

⑫ 奨学金の貸与を必要とする家庭事情や学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいることを記入してください。

家庭事情及び学校生活に対する意欲

父が勤務先の倒産により離職し、先日再就職しましたが、収入が大きく減少しました。県外の大学に通う姉もあり、学費の工面が大変だと聞いています。

私は、介護の仕事に興味があり、高校卒業後は、資格を取るため専門学校へ進学したいと考えています。中学まで水泳を続けていましたが、高校では新しいことにチャレンジしたいと思い、陸上部に入部しました。四国大会出場を目指して毎日遅くまで練習していますが、勉強と両立できるよう、帰宅後は自宅学習をしています。

奨学金の貸与を受けて、今まで以上に勉強や部活に励みたいと考えていますので、奨学生として採用をお願いします。

(本人が未成年者である場合)
出願について、保護者として同意します。
なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得たうえで、保護者の代表として署名することを誓約します。

保護者 住所 ⑬ との続柄

この欄は、原則記入不要です。

(本人が成年者である場合)
保護者であった者 住所 本人との続柄
氏名

① 区分・日付

区分は、「緊急」の文字を○で囲みます。
日付は、願書を学校に提出する日付を記入します。

② 本人（住所・氏名）

出願者が自署します。押印は不要です。

③ 連帯保証人（住所・氏名）

連帯保証人となる方（原則として保護者*）が自署します。押印は不要です。

※ 保護者が複数いる場合（父と母など）は、父母のうち、収入の多い方又は児童手当の受給者である方（原則として、就業者である方）が署名してください。

※ 保護者が連帯保証人になれない事情がある場合は、在学をを通じて事前にご相談ください。

④ 氏名、生年月日

氏名は、住民登録上の氏名としてください。

⑤ 在学≠卒業≠学校、卒業・修業≠予定≠年月

在学中の高等学校等について記入します。

⑥ 通学形態

該当する通学形態を○で囲みます。

⑦ 貸与希望月額

希望する貸与月額を記入します。

⑧・⑨・⑩・⑪生計を一にする家族

家族全員の続柄、氏名、出願時点の年齢を「ア 就学者以外」と「イ 就学者」に分けて記入します。同居の家族は全員、単身赴任、就学や療養のために一時的に別居している家族も記入します。

⑧ア 就学者以外

- ・ 給与所得者は、「職業」を記入します。
例) 会社員、公務員、パート等
- ・ 自営業者等は、「業種」を記入します。
例) 小売業、農業、不動産業等
- ・ 年金生活者は、「年金の種類」を記入します。
- ・ 無職の人は、「無職」と記入します。

【家計支持者について】

父母の状況	家計支持者
父母がいる場合	父と母（2人）
ひとり親の場合	父又は母（1人）
父母がいない場合、又は父母ともに別居・別生計で父母以外の者が家計を支えている場合	父母以外で実際に家計を支えている人（祖父と祖母、おじとおば等）

※ いずれにも当てはまらない場合（単独生計者等）は、個別に問い合わせてください。



家計支持者（上の表を参照）については、⑨欄・⑩欄に収入・所得の金額を記入します。

- ・ 給与所得・年金所得のみの場合は、⑨欄のみを記入します。
- ・ 給与所得・年金所得以外の所得がある場合は、⑨欄、⑩欄ともに記入します。

➡ ⑨ 給与所得者の所得年額（収入年額）※次ページに算出表があるので、記入して計算してください。

【上段（収入年額）】（a）と（b）の合計金額を、上段のかっこの中に記入します。

（a）所得証明書の「給与収入」及び「年金収入」（「支払金額」等と書かれている場合もあります。）

※ 失業等の事情があり、出願時の現況による審査を希望する場合は、所得証明書に加えて添付する事実確認書類（給与明細書の写し等）から年額を見積もった金額を、所得証明書の金額の代わりに用いることができます。

（b）各種社会保障給付

〔児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、失業等給付金（基本手当、傷病手当、育児休業給付等）、非課税の公的年金（遺族年金・障害年金）、生活保護費等。〕
 ※ 出願時の受給月額に12をかけた額を年額とみなします。
 （児童手当の場合は、直近の受給額（4か月分）に3をかけて計算します。）

【下段（所得年額）】上段に記入した収入年額から算出した所得年額を、下段に記入します。

➡ ⑩ 給与所得者以外の所得年額

所得証明書の「事業所得」、「農業所得」、「不動産所得」等を合せた金額を記入します。
ただし、マイナスの所得は0円として扱い、プラスの所得から差し引くことはできません。

⑪ イ 就学者（本人除く）

在学名は、学校名及び学年を記入します。県外の場合は、公立・私立の別も付記してください。
通学区分は該当するものを○で囲みます。

⑫ 家庭事情及び学校生活に対する意欲

奨学金を必要とする理由（学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいること、それを困難とする家計の状況等）を、自分の言葉で、詳しく記入してください。

⑬ 保護者署名欄

該当する欄に保護者が自署してください。

保護者が連帯保証人と同一の場合は、記入を省略できます（様式中の注3、4参照）。

願書は、選考の大切な資料です。出願者本人が、事実を詳しく、ありのまま記入してください。

- 記入は黒色のペン又はボールペンを使用してください。
- 誤りがあるときは、二重線で修正してください。（修正液・修正テープは使用しません。）
- ③と③以外の項目は、すべて出願者本人が記入してください。

⑨ 給与所得者の所得年額（収入年額） 算出表 ★実際に記入して計算してください★

【上段（収入年額）】

給与所得者の収入年額算出用		家計支持者① (例：父)	家計支持者② (例：母)
所得証明書の収入（給与収入及び年金収入）…（a）		円 (例：4,914,000円)	円 (例：0円)
各種 社会 保障 給付 の 年 額	児童手当		
	児童扶養手当		
	特別児童扶養手当		
	失業等給付金（基本手当、傷病手当、育児休業給付等）		
	非課税の公的年金（遺族年金、障害年金）		
	生活保護費		
その他（ ）			
各種社会保障給付の年額 合計…（b）		円 (例：児童手当 120,000円)	円 (例：障害年金 1,730,004円)
年間収入金額（a + b）…（A）		円 ⇒ 万円 (万円未満切捨) (例：5,034,000円⇒503万円)	円 ⇒ 万円 (万円未満切捨) (例：1,730,000円⇒173万円)

出願時の受給月額に
12をかけた額
※児童手当の場合は、直近
の受給額（4か月分）に
3をかけた額

この金額を願書の上段（ ）に記入

《給与所得者の所得証明書の例》※給与所得ではなく給与収入を転記します。

令和5年度 市(町)県民税 所得(課税) 証明書
住所：松山市一番町四丁目4-2
氏名：愛媛 一郎

令和4年中の合計所得金額	
合計所得金額	¥3,485,600
総所得金額等	¥3,485,600
以下余白	
所得の種類・金額	
給与収入	¥4,914,000
給与所得	¥3,485,600

(計算例)
給与収入と児童手当を受給している場合

給与収入	4,914,000円…(a)
児童手当(40,000円×3月)	120,000円…(b)
年間収入金額計	5,034,000円…(A)
	⇒503万円(万円未満切捨)
願書の上段()に記入する金額↑	

転記

【下段（所得年額）】

給与所得者の所得年額算出用		家計支持者① (例：父)	家計支持者② (例：母)
年間収入金額 …（A） ※上段の算出表（A）の金額を転記。		万円 (例：503万円)	万円 (例：173万円)
控除額 …（B） ※控除額算出表を使って計算します。 年間収入金額が最も多い人は「控除額算出表【I】」を、 その他の人は「控除額算出表【II】」を使用してください。		万円 (例：控除額算出表【I】を使用 503×0.3+174=324.9 ⇒325万円(万円未満四捨五入))	万円 (例：控除額算出表【II】を使用 173×0.4=69.2 ⇒69万円(万円未満四捨五入))
所得（A - C） …（C）		万円 (例：503-325=178万円)	万円 (例：173-69=104万円)

この金額を願書の下段に記入

控除額算出表【I】…年間収入金額の最も多い者（例：父）

年間収入金額（A）	控除額（B）
268万円以下の場合	収入金額と同額
268万円を超え 400万円以下の場合	収入金額×0.2 + 214万円
400万円を超え 781万円以下の場合	収入金額×0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円

控除額算出表【II】…その他の者（例：母）

年間収入金額（A）	控除額（B）
65万円以下の場合	収入金額と同額
65万円を超え 162万円以下の場合	65万円
162万円を超え 180万円以下の場合	収入金額×0.4
180万円を超え 360万円以下の場合	収入金額×0.3 + 18万円
360万円を超え 660万円以下の場合	収入金額×0.2 + 54万円
660万円を超え 1,000万円以下の場合	収入金額×0.1 + 120万円
1,000万円を超え 1,500万円以下の場合	収入金額×0.05 + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

(注) 年間収入金額は万円未満 切り捨て。
控除額は万円未満 四捨五入。

■ 出願時の提出書類

(1) 全員が提出するもの

必要書類	注意事項
1 願書	4～6ページの「願書の記入のしかた」によること。
2 緊急採用に関する家庭事情調査票	家計急変等の事由、時期等について記入すること。
3 世帯全員の住民票の写し (3か月以内発行の原本)	続柄の記載があり、 <u>個人番号の記載がないもの</u> ※ 同居の家族については、全員、提出が必要です。 ※ 別居の家族についても、生計同一である場合は、提出が必要です。
4 家計支持者 [※] の令和5年度(令和4年分)所得証明書(原本) (注) 5月末日までに出願するときは、その前年度の証明書を提出してください。	給与や年金の収入額、所得の内訳の記載があるもの (注) 失業等の事情があり出願時の現況による審査を希望する場合は、所得証明書に加えて次の書類を添付してください。 ① 給与所得者であって、失業、休業、転職等により収入が減少した場合 事実確認書類(離職票、退職証明書)の写し及び出願時の給与額の確認書類(直近3か月の給与明細書等)の写し ② 給与所得者以外であって、経営状況の変化により所得が減少した場合 売上、経費が記載され、所得証明書による所得金額との差額を算定できる書類の写し
5 家計支持者 [※] が出願時において受給している各種社会保障給付の金額を確認できる書類の写し(コピー) (注) 該当するすべての給付について、書類を提出する必要があります。	《中学生以下の家族がいる場合は、通常、提出が必要です。》 ・ 児童手当……認定通知書等の写し又は通帳(受給者と直近の受給額が分かる部分)の写し 《以下の書類は、該当するものがあれば提出が必要です。》 ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当……出願時において有効な証書の写し ・ 失業給付 ……雇用保険受給資格者証の写し ・ 傷病手当、育児休業給付等 ……受給額の記載された通知書等の写し ・ 非課税の公的年金(遺族年金・障害年金) ……年金振込通知書又は年金額改定通知書の写し ※ 課税対象の年金であっても、所得証明書に記載がないものは添付が必要です。 ・ 生活保護 ……保護決定(変更)通知書の写し(受給額の記載があるもの) ※ 「最低生活費」の金額が記載されている場合に限り、他の社会保障給付に関する書類を省略することができます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">生活保護の受給者は、奨学金が収入とみなされる場合がありますので、ケースワーカーに相談してから出願してください。</div>
6 家計急変等に関する事実確認書類	2の「緊急採用に関する家庭事情調査票」に記入した家計急変の事由ごとに、必要な書類を提出してください。
7 送金先届	用紙に示された注意事項をよく読み記入してください。 金融機関の確認印又は通帳のコピーが必要です。

(※) 家計支持者とは、原則として、父と母の2人を指します。(1ページの「用語について」を参照。)

(2) 該当者が添付するもの(特別控除の適用を受ける場合に必要な書類)

- ひとり親又は父母がない世帯で、家計支持者以外に18歳以上の世帯員(就学者を除く。)がいる場合
……**当該世帯員の所得証明書**
※ 当該世帯員が経済力のない子又は祖父母である場合に、特別控除が適用できます。
※ 特別控除が適用とならない場合や、上記の条件に該当しない通常のひとり親世帯については、この添付書類は必要ありません。
- 障がい者がいる場合 ……**障害者手帳の写し、医師の診断書等**
- 長期療養者(6か月以上に渡る療養を必要とする者)がいる場合
……**医療機関に支払った費用を確認できる書類(直近3か月以上の医療費の領収書等)の写し**
- 主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合(自発的な別居は含みません。)
……**単身赴任等に要した住居費、光熱水道費、家具・家事用品代の実費を確認(説明)できる書類**
- 過去1年以内に火災、風水害又は盗難等の被害を受け、2年以上に渡り支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合……**被害を受けたことの証明書及び被害の実費を確認できる書類**

◎ 出願について不明な点は、**在学学校を通じて**お問い合わせください。

◎ 条例・規則の改正があった場合には、改正後の規定を適用します。

令和5年4月
愛媛県教育委員会
教育総務課 教職員厚生室(厚生事業係)

